

5 安定的で持続可能な医療保険制度運営の確保

9兆604億円（8兆6,199億円）

<主な事業>

○ 長寿医療制度、国民健康保険等に係る医療費国庫負担

8兆9,906億円

- ・各医療保険制度に係る国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

（参考）高齢者医療制度については、本年4月からの施行状況を踏まえ、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、補正予算において、きめ細かな改善策を講じることとした。

① 平成20年度第1次補正予算【2,528 億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減（平成20年度分；均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）
- ・被用者保険の被扶養者であった方の保険料負担軽減（9割軽減）の継続
- ・70～74歳の医療費自己負担増（1割→2割）の凍結措置の継続等

② 平成20年度第2次補正予算案【1,215 億円】

- ・長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減（平成21年度分；均等割9割軽減、所得割5割軽減）等

○ 医療費適正化に関する施策の推進

488億円

- ・医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導への助成を行う。
- ・医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う整備費用への助成を行う。

○ レセプト・オンライン化の推進

31億円

- ・医療サービスの質の向上等を図るため、レセプトを用いた医療費等の分析を行うための体制を整備する。

○ 高齢者医療運営円滑化事業の推進

190億円

- ・従来の特別保健福祉事業については、一般会計において引き続き実施することとし、被用者保険の拠出金負担増の緩和等を図り、高齢者医療制度の円滑な運営を図る。